

## 特定開発事業計画に対する意見書

縦覧している特定開発事業計画に対してご意見がある場合は、この用紙に記入して、下記の提出先まで提出してください。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）」第16条第1項の規定により行われるものであり、この意見書は宝塚市を經由して、特定開発事業者へ送付されます。

住所		
氏名		
連絡先		
開発構想の概要	開発事業者名	喜多 淳子、熊本 和夫
	開発事業区域の位置	宝塚市 旭町二丁目35番1、35番2
	開発構想届受付番号	第3-0247号
	縦覧期間	2024年4月8日～2024年4月22日

### 特定開発事業計画に対する意見

1. 第1棟の階段からのプライバシー保護のための目隠し設置について、費用的な問題で設置不可能との回答。  
 費用的な負担が大さいとの理由とは、納得できかねます。  
 どのくらい高額なのかを再検討されたのでしょうか。安価なものも検討下さい。  
 目隠し設置をしないことについて、民法では距離的に正統な理由となるのでしょうか。実際生活する上で心理的圧迫感から免れません。  
 そちらの住人の方が見え気ななくても、こちら側の住人と目が合うとかあれば、覗かれないと判断することもあり、トラブルの種になります。  
 事業者は、ご自分のマンション住人のトラブル防止措置として、目隠しを設置すべきではないでしょうか。
2. ルーフバルコニーからの目隠しは、植栽を置くとの回答。  
 常に枯れさせると植栽を保つことが出来ますか？  
 強風で転倒することもあります。  
 布製のシェードや、ウッドフェンスなど他を検討して下さい。

### <意見書の提出先及び提出方法>

この意見書は、

宝塚市 都市整備部 都市整備室 開発指導課

〒665-8665 (住所不要) 電話0797-77-2081

まで、郵送又はご持参ください。

